

お知らせとお願いについて (給水装置・排水設備)

令和7年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課

注 意

この動画は、令和7年度現在の
(給水装置・排水設備)に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路工事(占用及び承認)における工事時間の厳守について

何が問題になったのか？

市民の方から「給排水工事で決められた時間以外に道路を規制していた」という指摘がありました。

※決められた時間以外とは ▷ AM8：30分前の準備と17：00以降の片付け

警察署から教えてもらったルール

① 工事時間は絶対に守る

- 許可された時間内で工事を行う
- 準備作業も工事時間に含まれる

② 時間外の駐車は違反

- 許可時間前に作業車を道路に停めてはダメ
- 駐車禁止の場所では道路交通法違反になる

③ ルール違反は絶対にしない

- 市民に迷惑をかけないよう注意する



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路工事(占用及び承認)における工事時間の厳守について

皆さんにお願いしたいこと

時間を守る

- 準備から片付けまで、すべて許可時間内で完了する

看板を正しく作る

- 工事看板に書く課名と電話番号を間違えない

市民の皆さんに迷惑をかけないよう、ご協力をお願いします。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路工事における交通誘導員配置について

皆さんにお願いしたこと

**道路占用・使用許可条件（道路使用図）どおりに
適正な人数の交通誘導員を配置していない業者が見受けられます。**

**道路占用・使用許可条件（道路使用図）を遵守し
適正な人数の交通誘導員を配置するよう、お願いします。**



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

給水装置工事、排水設備工事における未承認施工

注意事項

管理者の承認を受けずに給水装置工事、排水設備工事を行った業者が複数ありました。未承認施工の理由としては、お客様からの緊急の依頼による工事や、工事の認識誤りが原因です。

	違反内容	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	計
給水装置工事	未承認施工	3	5	5	4	1	18
	その他	2				3	5
排水設備工事	未確認施工	2	2	1	3	1	9
合計		7	7	6	7	5	32

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

給水装置工事、排水設備工事における未承認施工に関する注意事項

未承認施行の事例

- ① ゴールデンウィーク、年末年始など休日に、お客様から緊急の工事依頼があり、申込前に施工せざるをえなかった。

（対応方法） 直近の開庁日に申請地区の上下水道部担当課へ連絡し、指示を受けてください。

- ② リフォームに伴い器具の増設や移設の工事を依頼された。

（対応方法） 改造工事に該当しますので着手前に申請が必要です。

- ③ 井水と市水を併用しているお客さまから、井水を廃止して市水に切り替える工事を依頼された。

（対応方法） 改造工事に該当しますので着手前に申請が必要です。

※ 未承認施行が発覚した場合は、指定の取消し等の処分対象となります

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

台帳閲覧に関する注意事項

皆さんにお願いしたこと

ファイリングシステムに掲載してある「給水台帳」や「排水設備台帳」等の個人情報を、閲覧及び印刷により取得した場合、所有者又は使用者の同意の有無にかかわらず、下記の事項に注意していただくようお願いします。

- ① 所有者又は使用者以外へ情報を提供しないでください。なお、給水管の有無や口径、加入金の納付状況等も個人情報に該当します。
- ② 閲覧及び印刷により取得した個人情報を第三者に漏洩した場合は、指定の取消し等の処分の対象となることがあります。
- ③ 取得した個人情報は厳重に管理し、不要となった場合は適正に処分してください。
- ④ 閲覧申請した箇所以外の閲覧や印刷は行わないようにしてください。

お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

分水工事（サドル分水栓）における穿孔切片の確認方法について

皆さんにお願いしたこと

分水工事（サドル分水栓）における施工不良により、配水用ポリエチレン管の穿孔切片が給水管管内に詰まり、出水不良事故が発生しました。
つきましては、施工完了の電話連絡時にお願いしている「完了・残留塩素」の報告に加え、HPEの場合は穿孔切片の回収確認の報告を引き続き口頭でお願いします。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

貯水槽方式から直結方式に切替える場合の加入金の取り扱いについて (平成25年4月1日施行)

- ① 小規模貯水槽方式（有効容量10m³以下）から直結方式に切替える場合に限り、**加入金が免除**となります。したがって簡易専用水道（有効容量10m³超）については対象となりません。

<説明>

この制度では、管理が十分行き届かないことが多い小規模貯水槽にかわり、安全・安心な水道水の供給を促進することを目的としていることから、法律で清掃、点検及び水質検査が義務付けられ適切な管理がされている簡易専用水道は除外しました。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

貯水槽方式から直結方式に切替える場合の加入金の取り扱いについて (平成25年4月1日施行)

- ② 対象は共同住宅で、事務所、貸店舗等は対象となりません。したがって、事務所、貸店舗等と共同住宅が混在する建築物は、共同住宅分のみが対象となり、事務所、貸店舗等はメーター個数に応じた加入金が発生します。また、共用水栓用のメーターも加入金免除の対象なりません。

<説明>

この制度は、生活用水（一般用）の安全・安心を確保することを目的としているため、業務用等は対象から除外しました。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

貯水槽方式から直結方式に切替える場合の加入金の取り扱いについて (平成25年4月1日施行)

③ この制度は、加入金の支払いを免除するものでありメーター権利を与えるものではありません。したがって、建替えの場合で直結給水方式の場合にはメーター個数に応じた加入金が必要となります。

<説明>

この制度は、給水条例第36条（料金等の軽減又は免除）の規定に基づき、既存小規模貯水槽を廃止する場合に限り適用する特例措置であり、それ以外の場合は適用となりません。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

道路の舗装、下水マンホール等の危険で修繕が必要な箇所を発見した場合には、下水道工事課へご連絡ください。

皆さんにお願いしたいこと

- 下水マンホール付近が陥没、降起している。
- 下水マンホール付近が割れている。
- 道路に穴が開いている。
- 下水マンホールから下水が噴出している等。



お知らせとお願いについて（給水装置・排水設備）

陥没により、下水道本管内に土砂の流入など、緊急事態も発生することもありますので、上下水道部に連絡いただき、みなさんで安全、安心な街にしていきましょう！！



■ お問い合わせについて

お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906

静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



給水装置工事に関する お願い・注意事項について

令和7年度
浜松市上下水道部

お客さまサービス課



注 意

この動画は、令和7年度現在の
給水装置に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。



給水装置工事に関する 注意・お願い

給水装置工事に関する注意・お願い

①閉栓工事

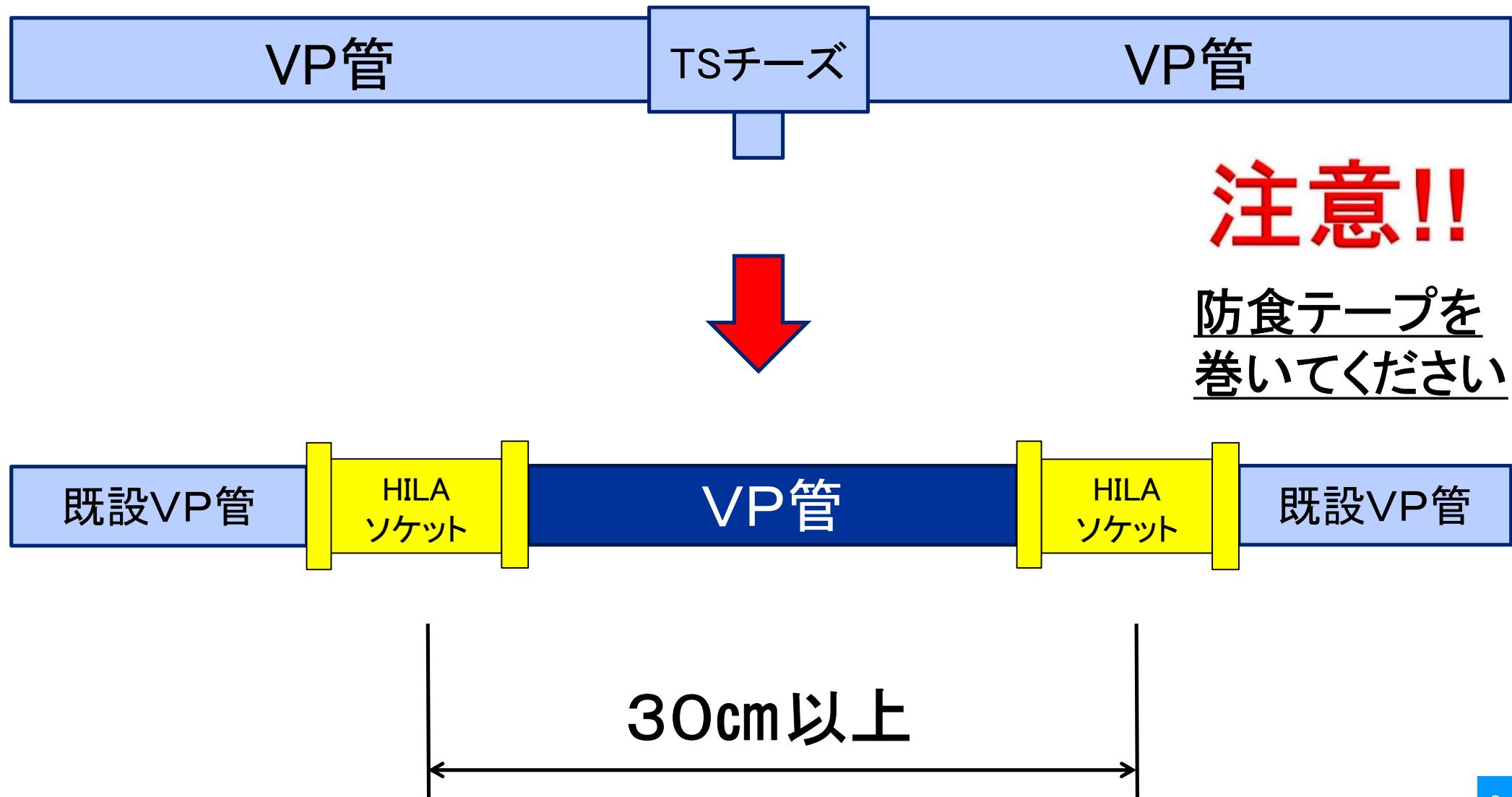
②分水工事

③メーター止水栓

④メーター筐

①閉栓工事

(HILAソケット)



②分水工事

(HILAチーズ)

VP管

注意!!

防食テープを
巻いてください



30cm以上

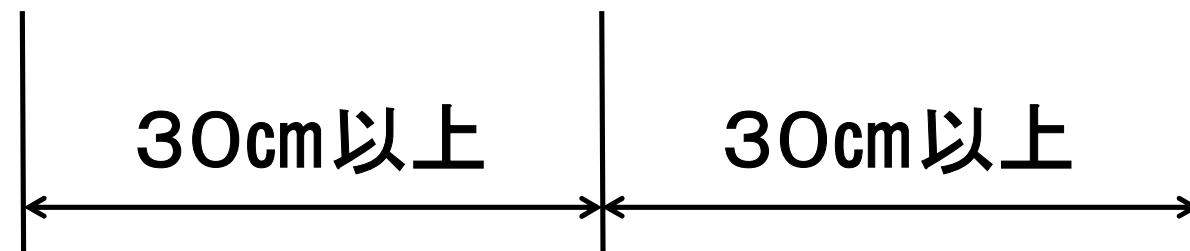
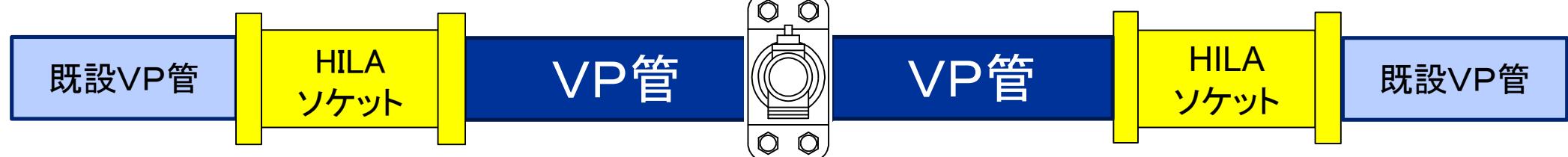
②分水工事

(サドル付分水栓)

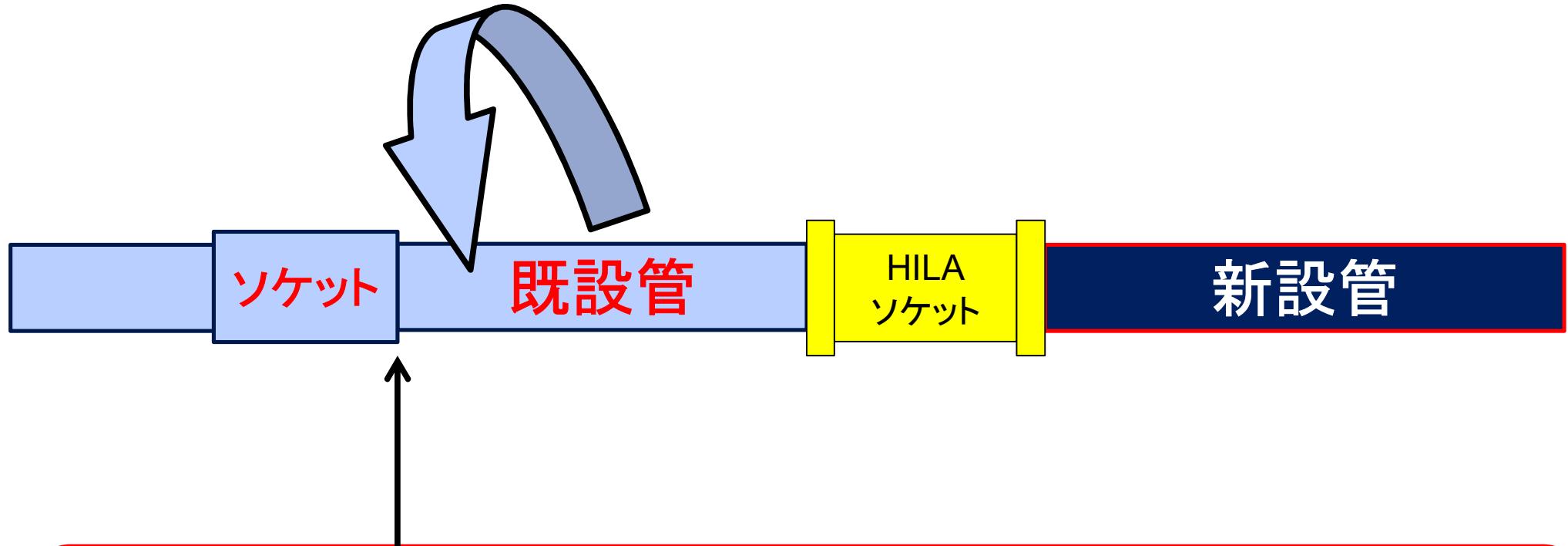


注意!!

防食テープを
巻いてください



施工上の注意！



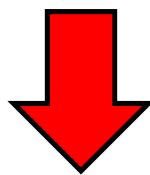
ポイント

HILAを締めるときに
既設管が回らないように注意する！

既設管が回る>既設ソケットやチーズの接合が緩む>漏水

絶対やってはいけない！分水工事（HILA）

既設VP管

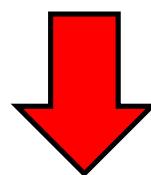


5cmほど切り落とす

既設VP管

既設VP管

既設管を強引に動かし
HILAチーズを差し込む
漏水の原因！



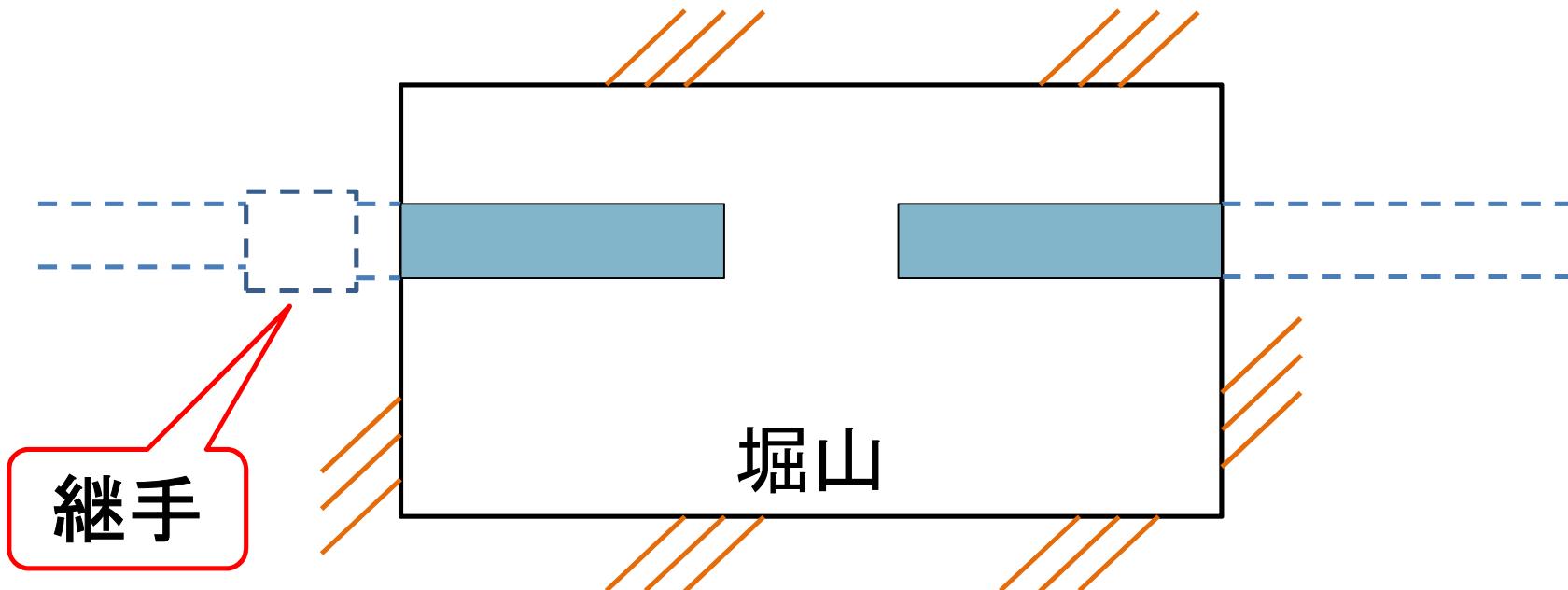
禁止!!

既設VP管

HILA
チーズ

既設VP管

施工上の注意！

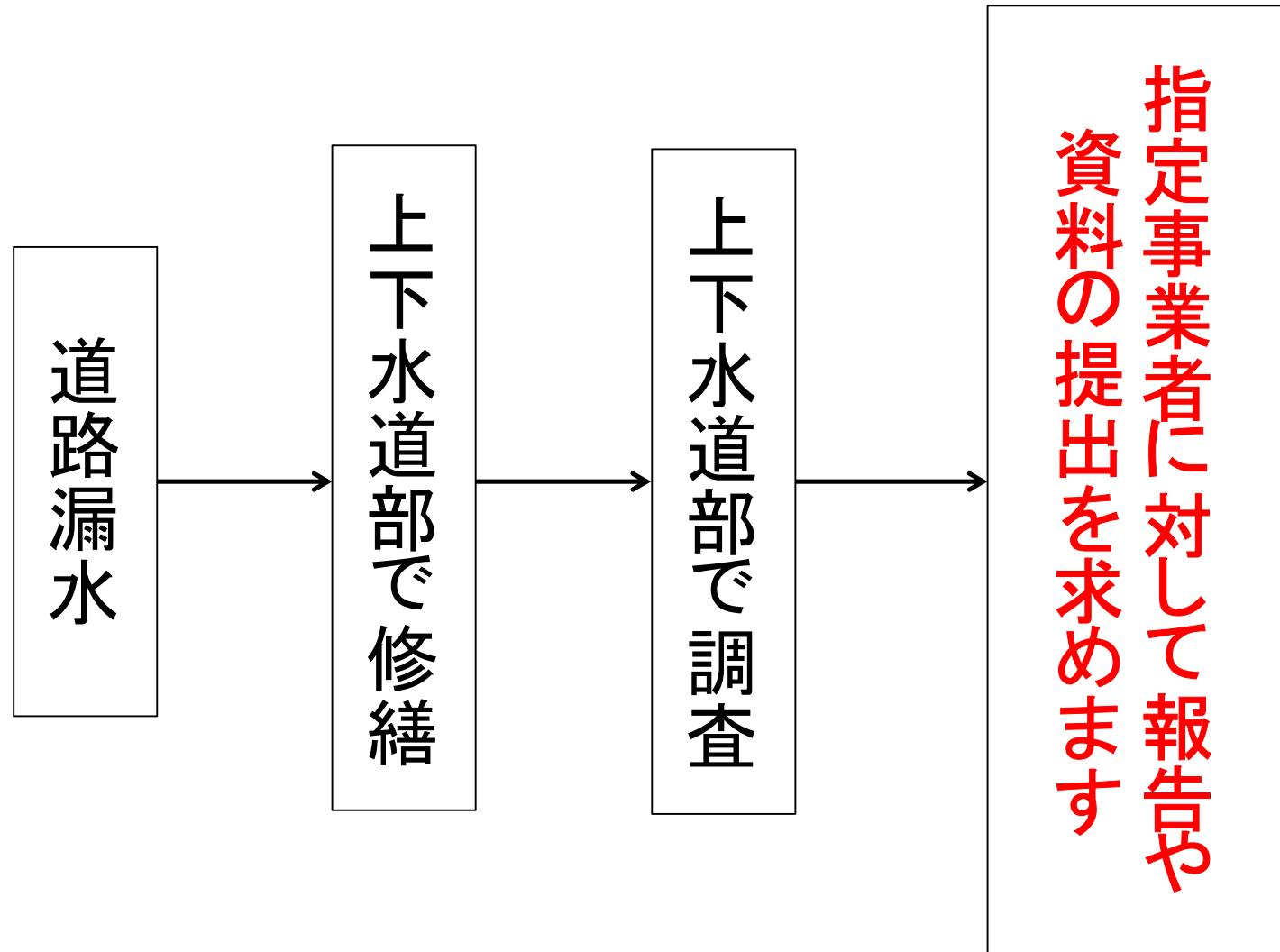


※理由

- 堀山の外側に継手がある可能性がある
- 継手の強度が減少

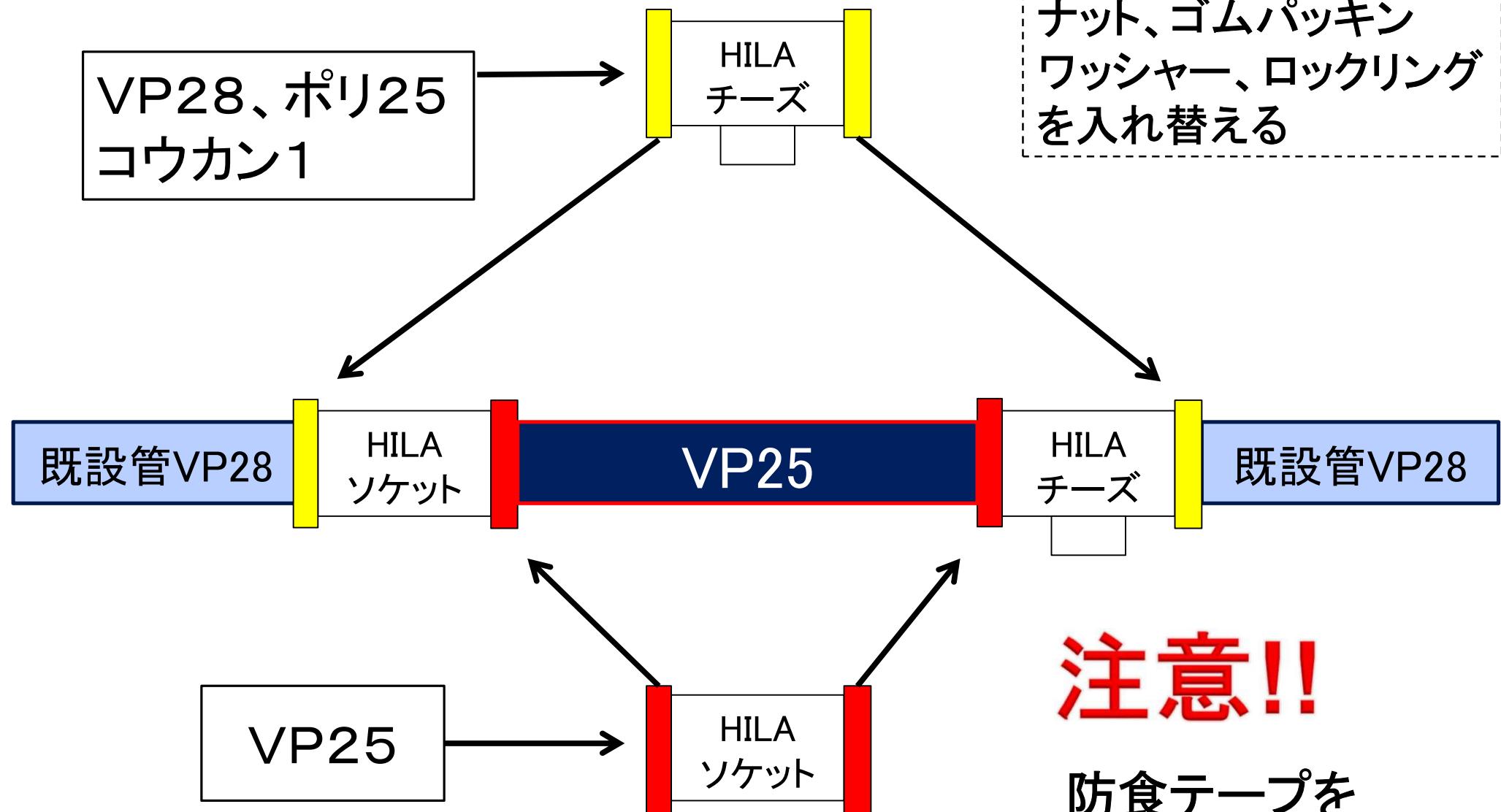
結果「漏水」する

注意して下さい！



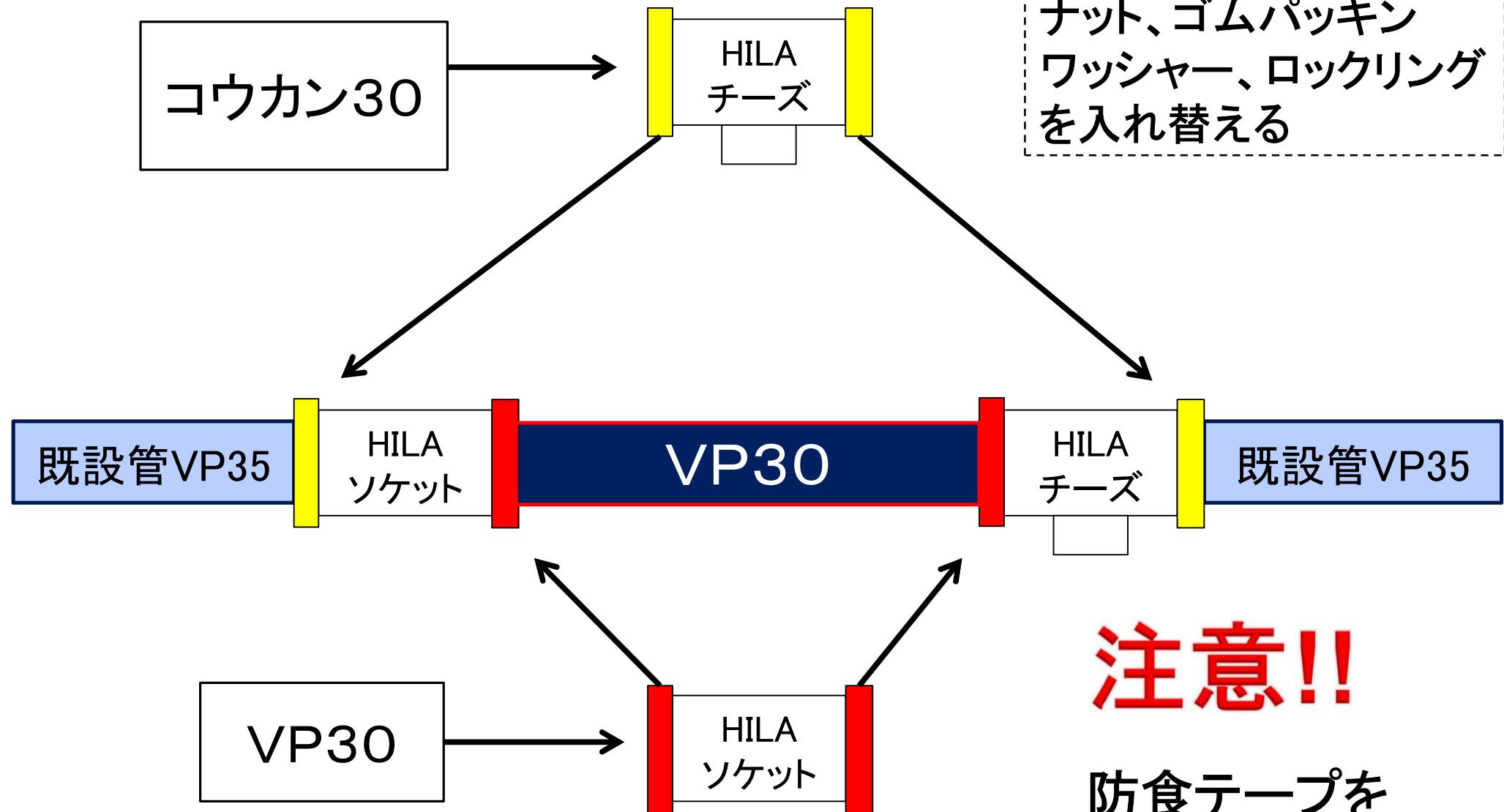
②分水工事

(既設管VP28)



②分水工事

(既設管VP35)



注意!!

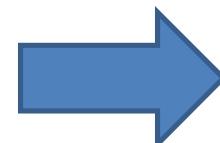
防食テープを
巻いてください

③メーター止水栓

伸ばした状態



約2cm



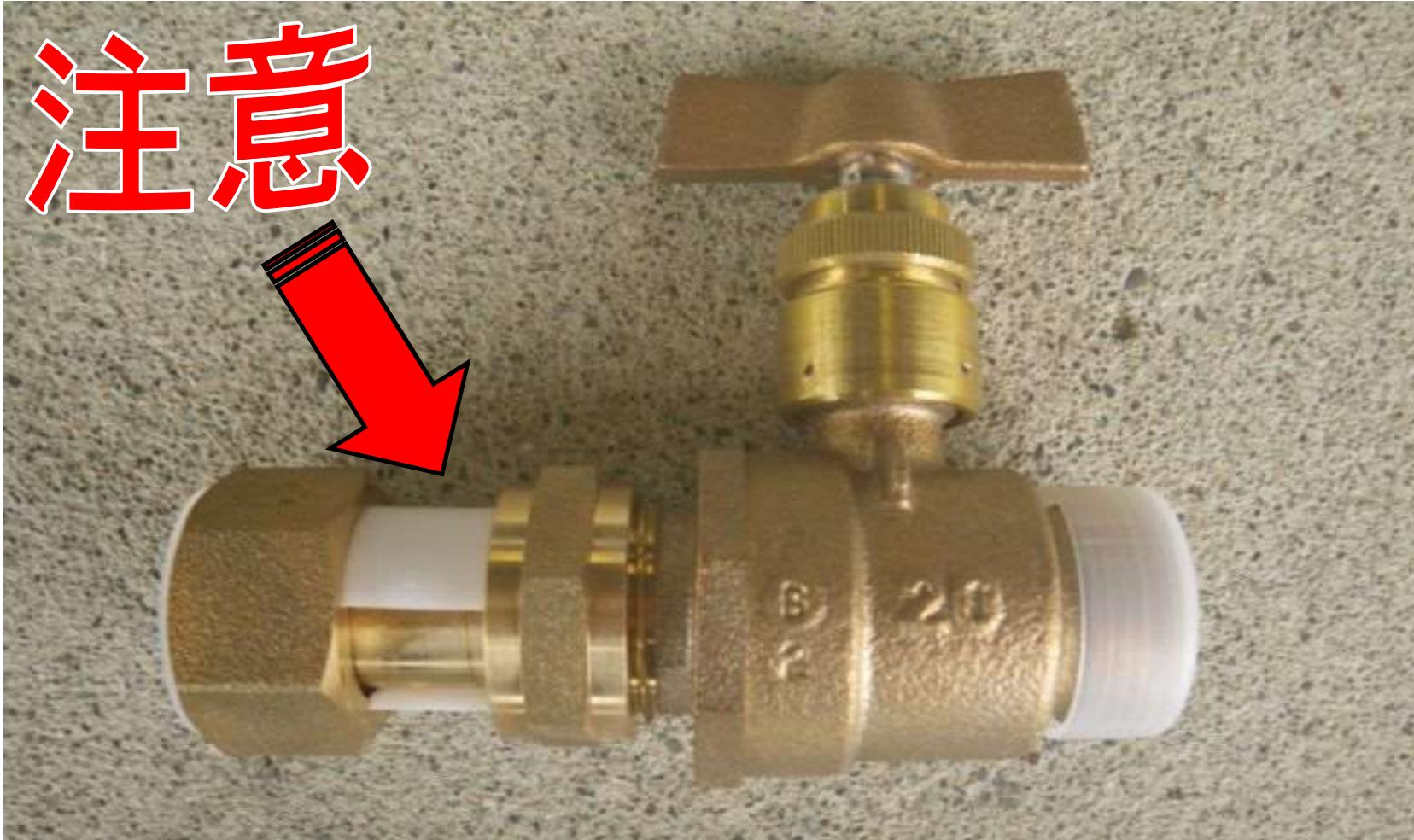
縮めた状態



(写真)メーター止水栓 $\phi 20$

③メーター止水栓

!!!注意

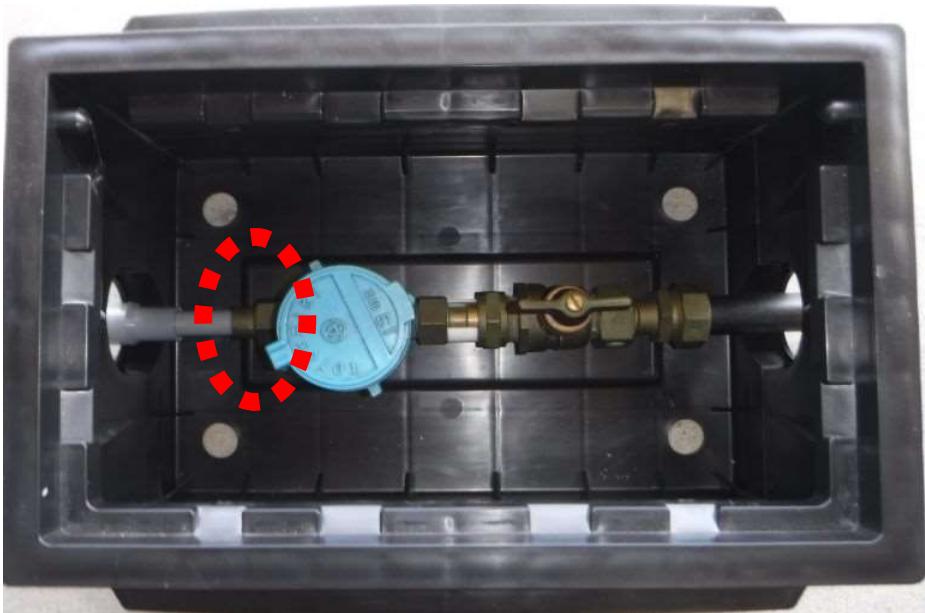


縮めた状態または伸び切った状態でメーターを設置すると、検定切れメーター取替(検満)時に取替えができないなります。

矢印で示したカバーキャップを必ず取り付けて下さい。

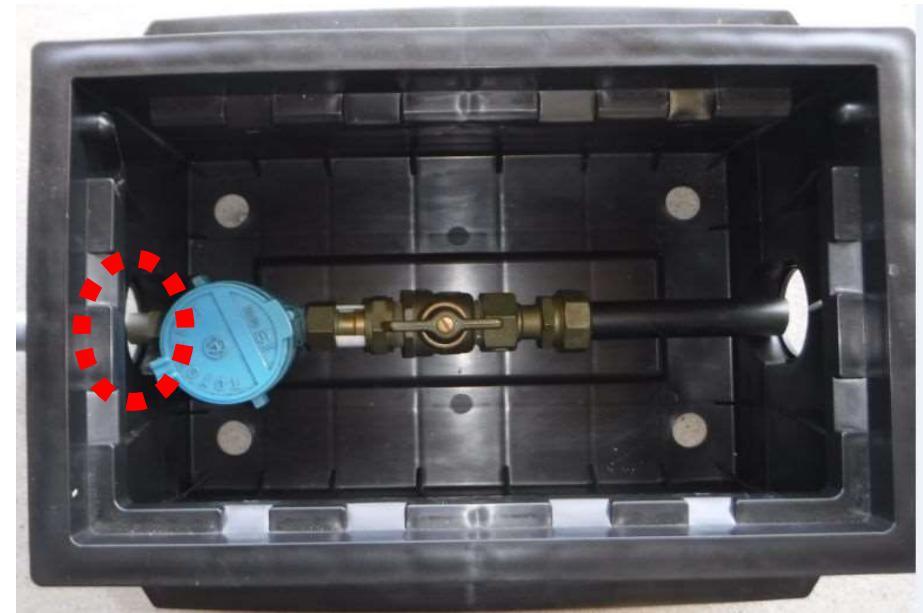
④メーター筐

(メーター筐設置状況)



良い例

メーター取替作業
ができる



悪い例

メーター取替作業
ができない

4. メーター蓋の場所

メーターが見やすいようにご協力ください！

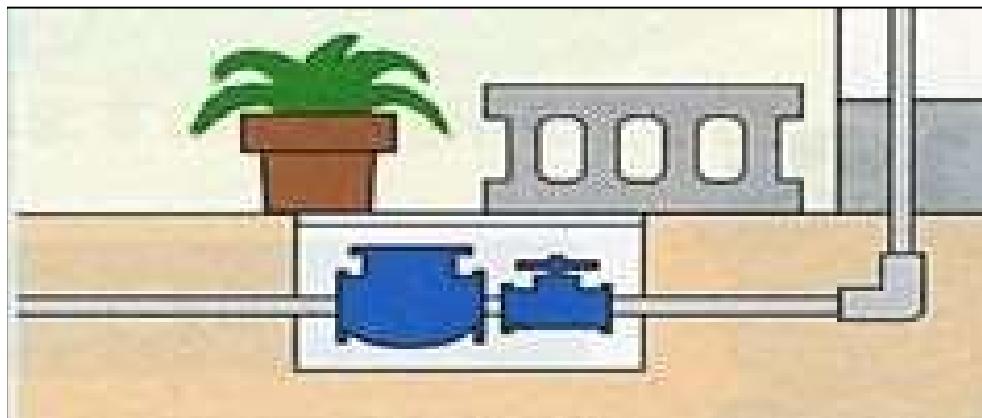
検針を妨げる物や工作物の設置はしないでください。

。

家の増改築などで、メーターボックスが屋内や車両の下など立ち入りしにくい場所になるときは、屋外のいつでも検針できるところに移してください。



犬は、出入口やメーターボックスから遠く離してつないでください。



メーターボックスの上に物を置いたり、駐車したりしないでください。

蓋の破損→施主負担

■ お問い合わせについて



お問合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



給水装置の区分について

令和7年度
浜松市上下水道部

お客さまサービス課



注 意

この動画は、令和7年度現在の
給水装置に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。

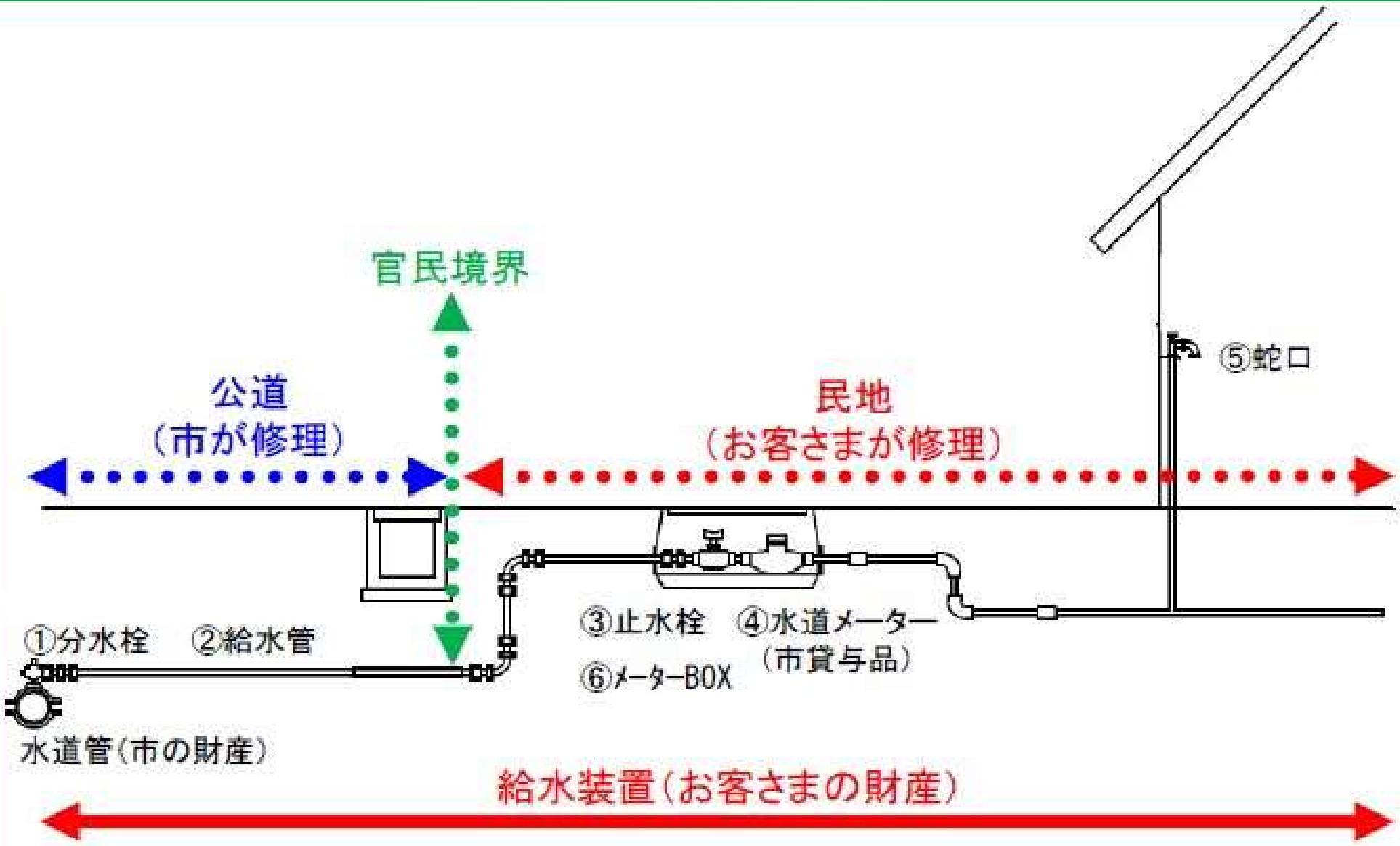


給水装置の区分について

給水装置の区分

漏水の修理

財産の区分



給水装置の区分について

(財産区分)

項目	内 容
市の財産	道路上の配水管とメーター（量水器）
お客様の財産	道路上の配水管の分岐材料（分水栓）から宅内の給水用具（蛇口等）まで

(管理区分)

項目	内 容
道路内の漏水	上下水道部で修繕
宅内の漏水	お客様から指定工事事業者へ修繕依頼
宅内の濁水	すべての蛇口で濁水を確認した場合は、配水管が原因である可能性大のため、上下水道部で対応 上記でない場合は、お客様から指定工事事業者に依頼
宅内の出水不良等	すべての蛇口で出水不良の場合は、配水管が原因である可能性大のため、上下水道部で対応 上記でない場合は、お客様から指定工事事業者に依頼

給水装置の区分について

アパート等の管理会社からみなさんに
「水道が漏水している」と連絡を受けました。
次のケースの場合は、誰の費用で誰が修理
を行うか
わかりますか？

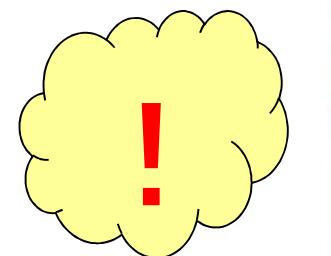
給水装置の区分について

①道路を掘削しないと修繕ができない

②第一止水付近で道路掘削しなくても
修繕が可能

③第一止水栓を止めると漏水が止まる

④メーターが回っている漏水



給水装置の区分について

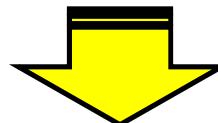
解体業者からみなさんに

「建物の解体中に給水管を切ってしまった」と
連絡を受けました。

誰の費用で誰が修理を行うか
わかりますか？

給水装置の区分について

原因者(解体業者)がいる漏水



原因者が直す

(上下水道部では修繕しない！！)

上下水道部は
修繕しません!!

『上下水道部で直
してくれるよ』は、
間違い！

■ お問い合わせについて



お問合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

